

浜松市林業成長産業化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浜松地域林業成長産業化地域構想の実現に向け、参画事業者が実施する森林・林業関係事業について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、国要綱、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国要綱とは、林野庁が定めた、次世代林業再生基盤づくり交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25林政政第174号農林水産事務次官依命通知)、次世代林業再生基盤づくり交付金実施要綱(平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知)、林業成長産業化地域創出モデル事業実施要領(平成29年3月31日付け28林整計第378号林野庁長官通知)、林業成長産業化地域創出モデル事業実施要領の運用について(平成29年3月31日付け28林整計第379号林野庁長官通知)をいう。

(2) 参画事業者とは、浜松地域林業成長産業化地域構想に参画している事業者をいう。

(補助対象事業及び補助率等)

第3条 この要綱に定める補助事業の対象は、浜松地域林業成長産業化地域構想に明記されている事業とする。

2 補助率等は、別表に定めるところによる。

(補助金の申請)

第4条 補助事業の申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支計画書(様式第3号)
- (4) 資金状況調べ(様式第4号)
- (5) 市税納付・納入確認同意書(様式第14号)
- (6) 申請者の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(様式第18号)
- (8) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、適当と認められたもの

について、補助金の交付を決定し、当該申請者に交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を交付の条件として遵守しなければならない。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の経費配分を変更（国要綱で定められた軽微な変更を除く。）しようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（国要綱で定められた軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助金の増減を伴うもの

エ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

（2）補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（4）補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項。

（変更の承認申請）

第7条 前条第1号ア、イ及びウの変更をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）変更承認申請書（様式第6号）

（2）変更事業計画書（様式第2号）

（3）変更収支計画書（様式第3号）

（補助金の交付変更決定）

第8条 市長は、前条の変更承認申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を変更決定し、当該申請者に交付変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（事業遂行状況の報告）

第9条 第5条の規定により交付決定通知を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、事業遂行状況の報告として四半期毎に次の書類を市長に提出するとともに、浜松地域林業成長産業化地域構想推進会議において進捗状況を報告しなければならない。

（1）事業遂行状況報告書（様式第9号）

(実績報告)

第10条 交付決定事業者は、事業完了後15日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第10号)

(2) 事業成績書(様式第2号)

(3) 収支決算書(様式第3号)

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたとき、その報告書類等を速やかに確認し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、交付確定通知書(様式第11号)を交付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により交付確定通知書を受けた事業者は、市長に対して補助金交付請求書(様式第12号)により補助金を請求するものとする。

(概算払の承認申請)

第13条 前条の規定にかかわらず、交付決定事業者が規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払承認申請書(様式第15号)及び資金状況調べ(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは当該申請者に補助金概算払承認通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(概算払の請求手続き)

第14条 前条による通知を受けた交付決定事業者は、概算払請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則第17条第1項各号に該当する場合

(2) 補助金の申請又は当該補助事業において、不正、虚偽、怠慢、その他不適正な行いがあった場合

(3) 補助金の交付決定後に、当該補助事業において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けた場合

(4) 前各号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 前項の規定は、当該補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の取消に係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 交付決定事業者は、補助金の交付の決定、または確定の取消しを受け、前項による補助金の返還の請求を受けたにもかかわらず当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

5 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止、又は未納額との相殺をする場合がある。

(補助金の返還)

第16条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書(様式第17号)によるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の機械及び器具を除く。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で同条第1項に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳(様式第8号)その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

4 当該補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかななければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第18条 交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を交付対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない

場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

要綱は、平成29年9月26日から施行し、平成29年度から平成33年度までの補助金に適用する。

要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成33年度までの補助金に適用する。